

メガ貿易協定の限界とTPP11

TPP11「凍結リスト」が示す有害性

「TPP11 大筋合意 米国抜きで発効へ」

二〇一七年一月、ベトナム・ダナンで開催されたTPP11閣僚会合にて参加国は「大筋合意」を発表した。ベトナムとともに共同議長を務めた茂木敏充・経済再生担当相は記者団に「高い水準で、バランスがとれた合意になった」と誇らしげに語った。

トランプ大統領の誕生から一年。TPPの運命はすっかり変化した。米国が正式に撤退を表明した時点でゲームオーバーとなるかと思いきや、日本やオーストラリア、ニュージー

内田聖子

うちだ・しょうこ NPO法人アジア太平洋資料センター（PARC）事務局長。
二〇一〇年以來、TPP交渉のフロンティアを行ない、
二〇一三年以降交渉会合に国際NGOメンバーとして参
加。編著に『徹底解剖 国家戦略特区』（ニモンス）など。

ランドなどの手により息を吹き返す。二〇一七年五月から交渉会合を重ねる中で日本政府のイニシアティブは強まった。夏以降は「一二月のベトナムAPEC会合で大筋合意」との目標が日本政府の絶対的使命となった。

今回のTPP11「大筋合意」は、矛盾と無理を封じ込めてこしらえた「異形の協定」であろう。今回、合意を翻意し参加国を混乱に陥らせたと糾弾されているカナダの動きも、また一度は完成した条文のいくつかを「凍結」するという方法も、TPP11の特異性を表している。技術的な面で言えば、今回「大筋合意」したTPP11協定は、これまでのTPP協定とは異なる新協定となる。名称は「包括的及び先進的な環

太平洋連携協定」(CPTPP)であり、再度の国会批准手続きが必要となる。

TPP11は当初から足並みにばらつきが見られた。米国内市场へのアクセスを期待していたベトナムやマレーシアにとつて、米離脱でTPPの魅力は激減し、発効へのインセンティブは弱まっていた。カナダやメキシコは八月以降の米国のNAFTA再交渉が最優先課題だ。南米四カ国間では「太平洋同盟」(チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー)が進展しており、必ずしもTPPだけに依存していない。チリやペルーは中国を入れた新TPPを提案したこともある。一方、TPP推進組は日本、豪州、NZである。豪州やNZには、米国のいう強力な競争相手が去った後、TPPで日本へ農産物を輸出できるという理由があった。

こうして異なる思惑と温度差のもと始まったTPP11の交渉では、米国内市场アクセスと引き換えに各国が米国の要望を受け入れ譲歩した項目の扱いが問題となった。たとえばベトナムは、米国への繊維製品輸出の拡大と引き換えに、国有企業の開放や医薬品特許の長期化を呑んできた。こうした国々は当然、「見返りがなければこちらでも支払う必要がない」と譲歩した条項の削除や再交渉を求めたのだ。しかし早期妥結を目指す日本や豪州、NZは時間のかかる再交渉や削除は避けた。そこで考え出されたのが「凍結」という処理である。米国が復帰するまで特定の凍結条項は効力を持たせずペンデ

イングとし、米国が戻ったら元の内容に効力を持たせるという極めて異例の扱いだ。米離脱後も、残された協定は米国の動向に左右される。つまり皮肉なことにTPPはやはり「米国のもの」なのである。

当初、各国からの凍結・再交渉の要求項目は六〇〜七〇にも上ったという。医薬品特許、投資、国有企業、政府調達、電子商取引、労働などその分野は多岐にわたった。これに対して、元のTPPをできる限り変更させないよう日本政府は各国の要求を極力減らす調整に邁進してきた。

結果、「大筋合意」での凍結条項は二〇項目まで絞り込まれた。日本政府は「凍結による日本への影響はなし」と発表しただけで、マスメディアは「大筋合意」の成果を讃えるばかりで、詳しい検証はほとんどなされていない。しかしこの凍結項目こそが「TPPの有害条項リスト」であり、初期の七〇項目の要求も含めて考えれば、米国がTPPを通じて他国にどれほどの無理を呑ませてきたのかを示す揺るぎない証拠となっている。そして、これらは他のメガ貿易協定においても激しい対立点となっている点がきわめて重要だ。

凍結される二〇項目のうち、主要なものは「企業と政府の紛争解決」と「知的所有権(医薬品特許)」である。投資に関しては投資家が相手国政府を提訴できるISDSの規定が中心であり、医薬品特許に関しては、製薬企業が特許権を延長したり新薬の臨床データを独占できる期間を定めた項目だ。